

内閣府実施「令和3年 子供の生活状況調査」の分析について（報告）

内閣府では、こどもの貧困対策を進めるにあたっての課題や施策等を確認するための基礎資料を得ることを目的に、全国のこども（中学2年生）及びその保護者を対象に、「子供の生活状況調査」が初めて実施され、その報告書が公表された。

（以下、報告書より抜粋。）

内閣府 HP (<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html>)

◆調査実施概要

調査地域	全国
調査対象	中学2年生及びその保護者 5,000組
調査期間	令和3年2月12日～3月8日
有効回収数・回収率	2,715件・54.3%

・地域別有効回収数・回収率

地域	割当拠点数	割当数	有効回収数	回収率
北海道	9	225	119	52.90%
東北	15	375	189	50.40%
関東	63	1,575	843	53.50%
北陸	8	200	127	63.50%
東山	8	200	122	61.00%
東海	22	550	303	55.10%
近畿	33	825	444	53.80%
中国	12	300	168	56.00%
四国	6	150	82	54.70%
九州	24	600	318	53.00%
合計	200	5,000	2,715	54.30%

・人口階級規模別有効回収数・回収率

人口規模	割当拠点数	割当数	有効回収数	回収率
大都市	52	1,300	700	53.80%
中都市	85	2,125	1,140	53.60%
小都市	45	1,125	622	55.30%
町村	18	450	253	56.20%
合計	200	5,000	2,715	54.30%

【参考】

2019年の「等価世帯収入」の水準による分類

○中央値以上

○中央値の2分の1以上中央値未満 … 収入が中低位の水準の世帯

○中央値の2分の1未満 … もっとも収入が低い水準の世帯

令和3年 子供の生活状況調査における

中央値・・・・・・・・・・317.54万円

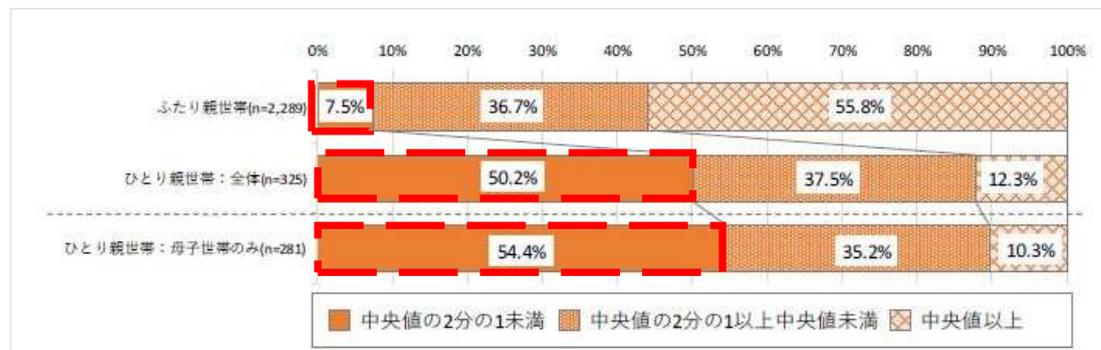
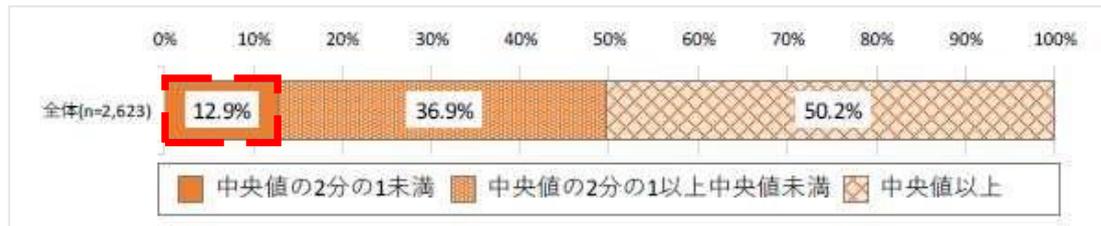
中央値の2分の1・・・158.77万円

◆調査結果（抜粋）

◎世帯の状況

2019年の世帯全員のおおよその年間収入について、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」の水準により分類した。

等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当するのは12.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当するのは36.9%、「中央値以上」に該当するのは50.2%であった。

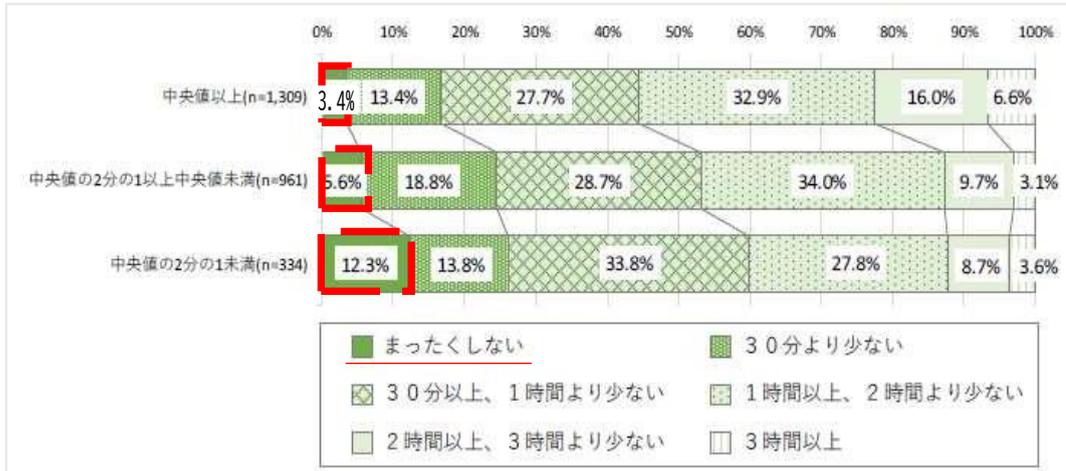


◎こどもの状況

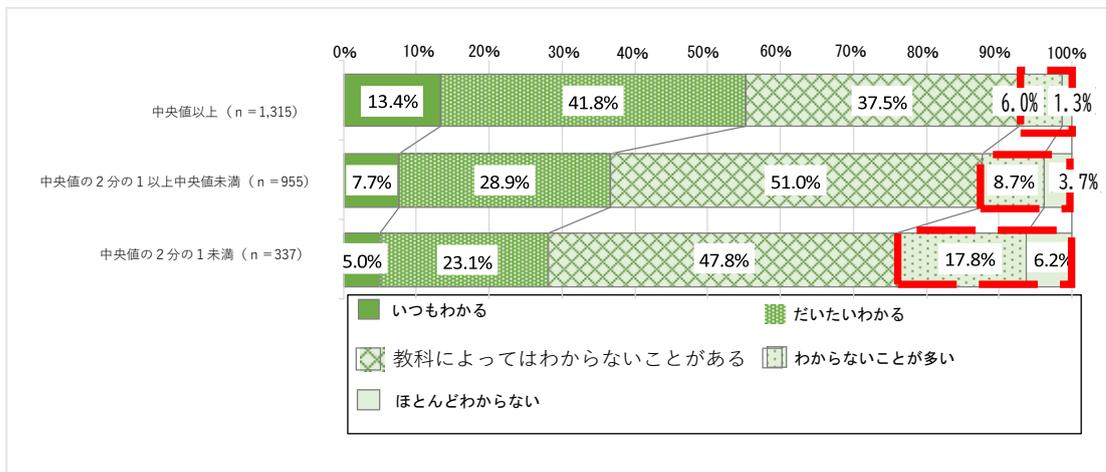
「学校の授業以外で勉強はしない」また授業の理解状況では「ほとんどわからない」

「わからないことが多い」と回答した割合は、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高い。

・学校の授業以外の1日あたりの勉強時間



・授業の理解状況



○そのほか、

困っているときに相談できる相手に関して、「相談できない、相談しない」と回答した割合が、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高い。

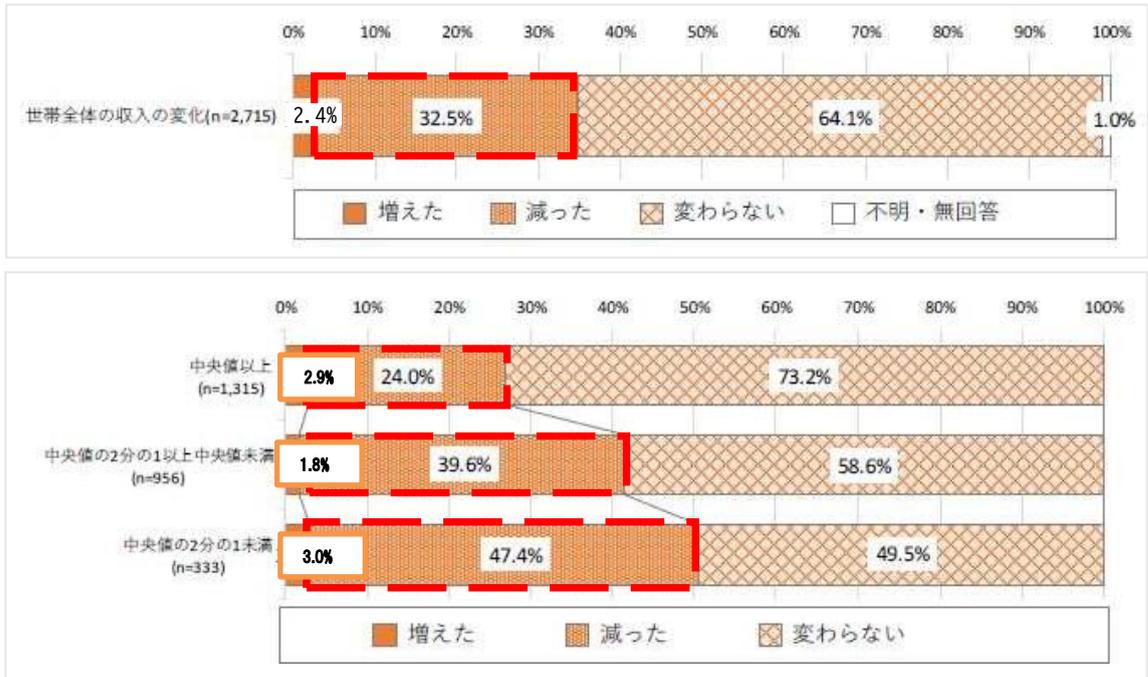
◎新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休校となる前と現在の比較

●世帯収入の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大による「世帯全体の収入の変化」について「減った」

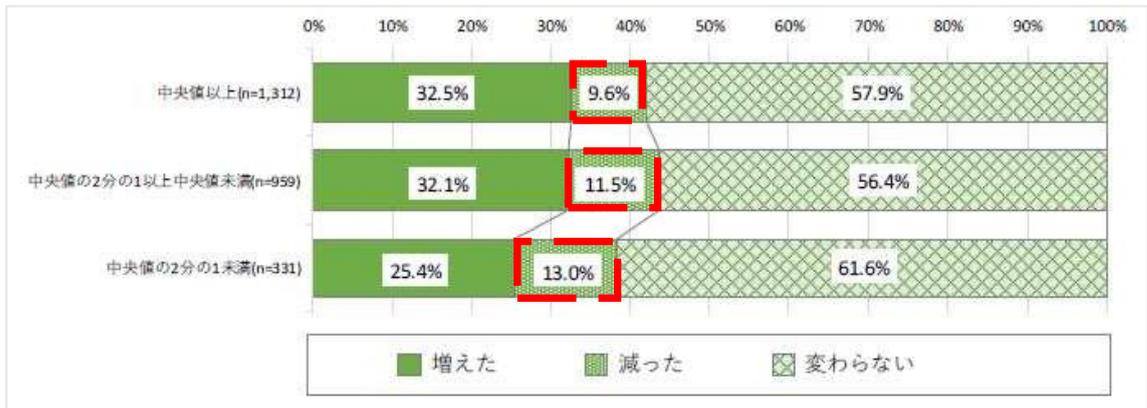
と回答した割合は、収入が低い世帯で高い。



●こどもの変化

新型コロナウイルス感染症の拡大による変化として、「学校の授業以外の勉強時間」が「減った」、「学校の授業がわからないと感じること」が「増えた」、「食事を抜く回数」が「増えた」と回答した割合は、収入の水準が低い世帯で高い。

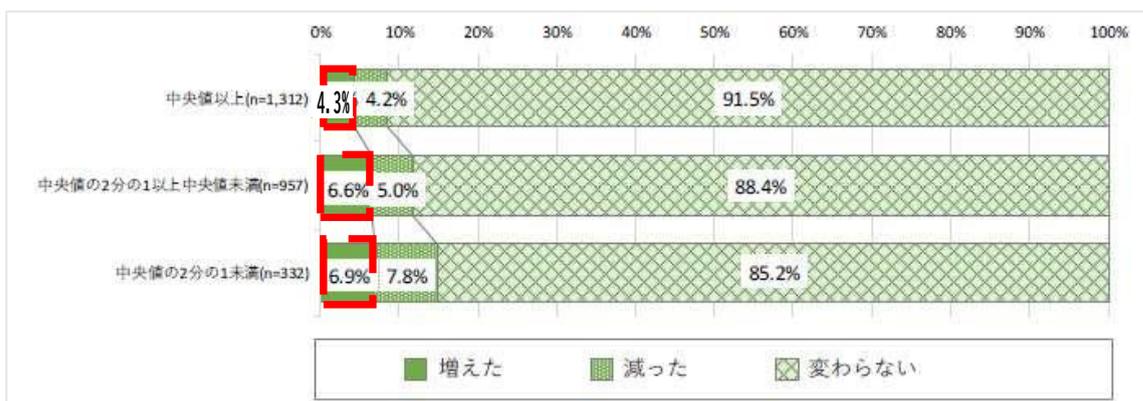
・学校の授業以外の勉強時間



・授業がわからないと感じること



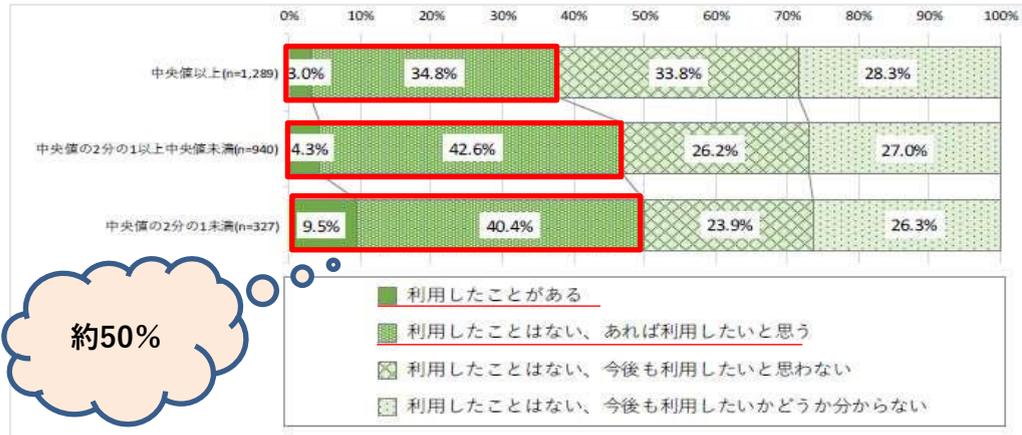
・食事を抜く回数



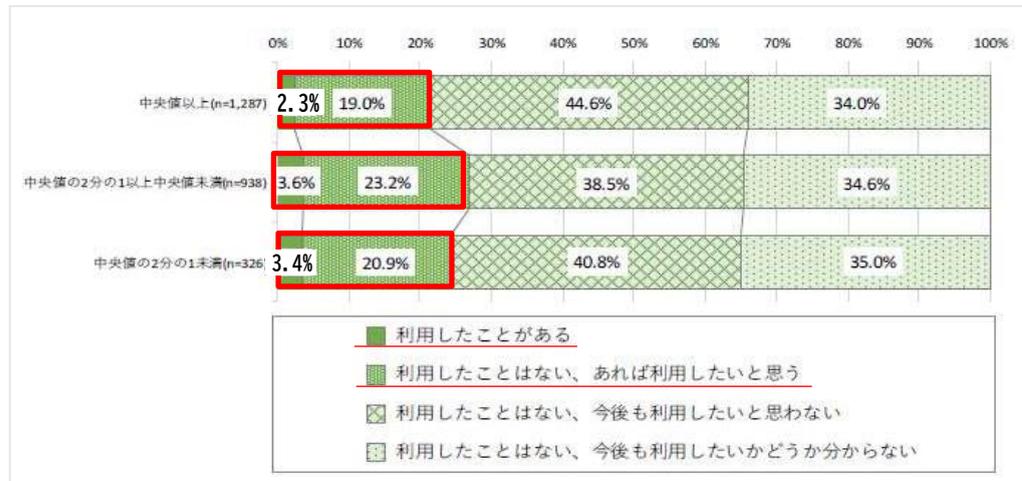
◎居場所等のこどもの利用状況

居場所等の利用状況について、例えば、収入の低い世帯では、「勉強を無料でみてくれる場所」を利用したことがある、又は利用したことはないがあれば利用したいと回答したこどもの割合は全体の約50%にもものぼる。

・勉強を無料でみてくれる場所



・こども食堂の利用



○そのほか、支援制度・居場所等の利用によって「生活の中で楽しみなことが増えた」「ホッとできる時間が増えた」「友達が増えた」「勉強する時間が増えた」などの変化が認識されている。

◆調査結果から子供の貧困対策へのメッセージ（報告書より）

- (1) 保護者の経済状況や婚姻状況によって、子供は学習・生活・心理面など広い範囲で深刻な影響を受ける。特にもっとも収入水準の低い貧困層やひとり親世帯が、親子ともに多くの困難に直面している。
- (2) 保護者が経済的に困窮していたり、ひとり親であると、子供が人的資本（成績など）、文化資本（生活習慣など）、社会関係資本（相談相手など）を獲得するチャンスが低下する。その結果、子供も大人になったときに、十分な地位達成ができず、貧困に陥る可能性が高まる。
- (3) こうした影響や連鎖のリスクは、貧困層だけでなく、中低位の収入水準である「準貧困層」にも無視できないほど現れる
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、こうした世帯での生活状況がさらに厳しくなっている可能性がある

《求められる支援》

- (1) 困窮世帯やひとり親世帯など、親（広くは保護者）に課題がある場合、学習・生活・心理面など多様な範囲で子供への支援が必要である。とりわけ貧困の連鎖を媒介する人的支援（成績など）、文化資本（生活習慣など）、社会関係資本（相談相手など）について、獲得チャンスが低下しないようにする。
- (2) 困窮世帯やひとり親世帯にたいして、（パソコンなど労働スキルや社会常識の修得、仕事とのマッチングなど）保護者への就労支援が不可欠である。場合によっては保護者がさらなる教育を身につけられるよう、保護者への教育支援が求められる。また、同時に、心理面のケアも必要である。
- (3) 貧困層だけでなく、準貧困層もターゲットにした、グラデーションのある支援が必要である。たとえば、収入は生活保護の基準は上回るが、地域の収入の中央値には達しない場合でも、制度のはざまとならないよう、なんらかの経済的支援をすることも考えられる。